

玉 掛 け 技 能 講 習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：平成31年3月30日)

つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛け業務については、登録教習機関が行う「玉掛け技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっていきます。当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。

(安全衛生法第61条 施行令第20条第16号)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上の者でないと就業できません。

2. 学科開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
平成30年12月3日～4日 8時35分より (受付 8:15時より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	80名

※ C区分は12:20より受付を行います。

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 実技開催日時・会場

開催月日時	会 場
平成30年12月5・6・7・10・11・12・13・14日 8時00分～17時05分(修了試験含む)	松江市八雲町熊野4524 松江土建(株)資材センター (一社)島根労働基準協会 実技会場

※実技は上記日程のうち一日とし、本人へ学科最終日に決定して通知します。

※申込人数により実技の日程を変更する場合があります。

4. 学科講習科目・時間割

	科 目	時 間 割
第 一 日	オリエンテーション	8:35 ～ 8:45
	玉掛けに必要な力学(休憩10分含む)	8:45 ～ 11:55
	《昼食・休憩》	11:55 ～ 12:40
	クレーン等に関する知識	12:40 ～ 13:40
	<休 憩>	13:40 ～ 13:50
	玉掛けの方法(休憩10分含む)	13:50 ～ 17:00
第 二 日	玉掛けの方法(続・休憩10分含む)	9:00 ～ 12:10
	《昼食・休憩》	12:10 ～ 13:00
	玉掛けの方法(続き)	13:00 ～ 14:00
	<休 憩>	14:00 ～ 14:10
	関係法令	14:10 ～ 15:10
	<休 憩>	15:10 ～ 15:15
	修了試験	15:15 ～ 16:15

※力学免除の方は、第1日8:45～11:55(力学)が、合図免除の方は、実技講習において合図が免除となります

5. 受講資格区分ごとの講習時間

受講者の資格区分		受講時間	免除科目
A	下記の資格区分のいずれにも該当しない者 (全科目を受講する者)	19時間 学科 12時間 実技 7時間	なし
B	(1) 所定の特別教育を修了し、次のいずれかの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 ① つり上げ荷重が5トン未満の揚貨装置の運転 ② つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転 ③ つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 ④ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 ⑤ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転 (2) 鉱山において次のいずれかの業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者 ① つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転 ② つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転 (3) 所定の玉掛業務特別教育を修了し、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	18時間 学科 12時間 実技 6時間	実技の合図 1時間
C	(1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 (3) 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	15時間 学科 9時間 実技 6時間	学科の力学 3時間 実技の合図 1時間

6. 受講料・テキスト代

区分	受講料	テキスト代	合計
A	21,600円 (本体 20,000円+税)	1,645円 (本体 1,524円+税)	23,245円
B	20,520円 (本体 19,000円+税)	1,645円 (本体 1,524円+税)	22,165円
C	19,548円 (本体 18,100円+税)	1,645円 (本体 1,524円+税)	21,193円

7 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

8. 携行品・服装

筆記用具、電卓(メモリー機能のないもの・携帯電話の電卓は使用不可)等

実技の際は、玉掛作業が可能な服装とし、玉掛用手袋、ヘルメット、笛、安全靴等を必ず携行してください。

なお、松江会場では、消毒済の笛を無料貸出しいたします。(笛は実技当日購入も可能です。)

9. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(*個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

10. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。

(島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)

11. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

※受講番号

※修了証番号

玉掛け技能講習受講申込書

ふりがな		印	受講区分	開催月日	受講地
受講者氏名			該当するものに○をして下さい。 A B C	12月 3日 4日	松江
生年月日	昭和・平成 年 月 日				
住所	(〒 -)				
勤務先	名称	(TEL - - FAX - -) 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。			
	所在地	(〒 -)			
(該当する番号に○をして、従事期間を記入してください。裏面に免許証、修了証の写しを必ず添付してください。)	科目免除資格欄	B	(1), (2) 該当者 ① 5トン未満の揚貨装置の運転 ② 5トン以上の跨線テルハの運転 ③ 5トン未満のクレーンの運転 ④ 5トン未満のデリックの運転 ⑤ 1トン未満の移動式クレーンの運転 ⑥ 鉱山における、5トン以上のクレーン又は5トン以上の移動式クレーンの運転 □年 □月から □年 □月まで □年 □ヶ月間 上記業務に従事しました。		
		B	(3) 該当者 (玉掛け業務特別教育修了証添付) ① つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛け ② つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの玉掛け ③ つり上げ荷重が1トン未満のデリックの玉掛け □年 □月から □年 □月まで □年 □ヶ月間 上記業務に従事しました。		
	C	① クレーン・デリック運転士免許取得 ② 移動式クレーン運転士免許取得 ③ 揚貨装置運転士免許取得 ④ 床上操作式クレーン運転技能講習修了 ⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習修了			
証明 (A区分は必要なし)	上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業者職氏名 印				

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月 日	
振込・現金	円	

上記のとおり申し込みます。

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

平成 年 月 日
 (一社)島根労働基準協会長 殿

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
 注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。